第1章

社会情勢の変化と上位・関連計画の整理

1. 社会情勢の変化

本計画の見直しにあたり反映すべき社会情勢の変化を整理します。

人口減少・少子高齢化の進行と世帯構造の変化

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2 千 808 万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所によると、2020 年代初めは毎年 50 万人程度の減少であり、2040 年代頃には毎年 90 万人程度まで減少すると推計されています。

我が国の合計特殊出生率は、平成 17 年（2005 年）に 1.26 と過去最低水準となり、令和元年（2019 年）には過去最低の出生数となっています。高齢化率は、平成 12 年（2000 年）に 17.4%、令和元年（2019 年）に 28.4%となり、今後も高齢化率は上昇すると推計されています。

また、過疎化や高齢化が進行している地方の農山漁村においては、これまでのような地域活動やコミュニティの維持が困難となることが懸念されます。

人口減少や少子高齢化の様々な課題に対応し、市民生活のニーズを的確にとらえ、新しい地域活動の担い手として受け入れていくなど、今後の都市づくりに活かしていくことが必要です。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」に向けた居住地や都市機能のあり方

人口減少・高齢化等に伴い、空き家等が増加し、低未利用地が散発的に発生する都市のスポンジ化が進行しており、持続可能な都市構造への転換に向けた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進める上で、支障となっています。また、既存商店街の衰退、中心部における居住人口の減少、都市機能の郊外流出等の影響も続いています。

今後は、徒歩や自転車で行動できる範囲に、公共公益施設・住宅・商業施設など様々な都市機能を集約させるとともに、中心部における新たな魅力の創出を目指すことが重要です。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年（2013 年）に「国土強靱化基本法」が施行され、必要な防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要となっています。

本市においては、令和２年（2020 年）に「鳴門市国土強靱化地域計画」を策定し、日常時から自然災害に備えることができるまちの実現を目指す「フェーズフリー（日常時や非常時「災害等」などのフェーズ「局面」に関わらず、日常時に役立つものがそのまま非常時に活用できるという考え方）」の考えのもと計画を推進しています。本計画においても「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、災害に強いまちづくりに向けた取組を推進することが重要です。

美しい景観づくりへのニーズ拡大

美しい街並みや良好な景観に対する人々の意識が高まっており、各地域で景観の向上に関する様々な取り組みが行われています。

本市でも、鳴門の渦潮等をはじめとする各地域の特性に応じた良好な景観が形成され、地域の魅力が増進・創出されており、観光等の振興や地域間交流の活発化という観点からも、美しい景観づくりに努める必要があります。

地球環境問題の深刻化

人間活動に起因する地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の環境問題に直面する中で、平成９年（1997年）に採択された「京都議定書」は、平成27年（2015年）に「パリ協定」へと大きく発展し、脱炭素社会の実現に向けて世界中で取り組むこととなっています。

また、市民・事業者・行政等の一体的な取り組みによる低炭素・循環型社会の構築に向けて、平成24年（2012年）に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行されています。

本市においても環境問題への取組は喫緊の課題であり、都市における自然環境の果たす役割を認識しつつ、それらと共生を図る持続可能な循環型の都市づくりへの転換が必要です。

SDGsへの対応

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、持続可能な開発目標の略で、国連総会で2015年に採択され、世界のすべての人が幸せになるためにみんなで取り組む17の目標のことです。

本計画では、主に都市計画に関連する９つの目標（右図の赤枠）の実現に向けて取り組むことが重要です。

グリーンインフラへの対応

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める考え方のことです。

本市においても、豊かな自然環境と共生したまちづくりとしてグリーンインフラの考え方や手法を取り入れていく必要があります。

AI･ICT･ビッグデータなどの技術革新

AI（人工知能）、ICT（情報通信技術）、ビッグデータ（様々な種類のデータ）を活用して様々な社会課題の解決に向けた取組が全国的に進められています。

また、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すデジタル田園都市国家構想では、地方からデジタルの実装を進め、地域の社会課題解決・魅力向上の取組を、より高度・効率的に推進しています。本市でも、まちづくりを進めるにあたって、AI・ICT・ビッグデータの活用を視野に入れながら、普及に向けた取組を検討する必要があります。

2. 都市計画マスタープランの見直しにあたって

平成 23 年（2011 年）に策定された鳴門市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本方向として「（１）安定・成熟社会を前提とした集約型の都市づくり」、「（２）市民との協働による地域資源を活かした都市づくり」、「（３）自然環境と共生する安全・安心な都市づくり」を定めていました。

これらの３つの基本方向について、平成 23 年（2011 年）以降、市で進めてきた事業を振り返りながら、残された課題とまちづくりへの対応を明確にします。

（1）安定・成熟社会を前提とした集約型の都市づくり

平成 23 年（2011 年）以降は、人口減少・高齢化が加速し、市の人口が 6 万人を下回るなか、免許の自主返納により、自家用車を利用できない高齢者への対応など、公共交通の在り方について、改めて問われている状況にあります。

公共施設については、消防庁舎の整備や学校等の耐震化等を進める中、公共施設等総合管理計画に基づく更新・統廃合・長寿命化の事業として、市本庁舎の整備や市文化会館の耐震改修の検討など、大型事業の実施や老朽化した施設の解体事業等、今後も適切な行政機能の維持に努めていく必要があります。

そのため、今回の見直しでは、別途策定予定の立地適正化計画や地域公共交通計画との整合性の確保に留意しつつ、居住地や生活を支える機能（公共公益施設や商業施設等）の適切な誘導によるコンパクトなまちづくりと公共交通の充実したまちづくりに向けた取り組みを進めていくことが必要です。

（2）市民との協働による地域資源を活かした都市づくり

平成 23 年（2011 年）以降では、平成 28 年（2016 年）に「鳴門板野古墳群」、平成 30 年（2018 年）に「板東俘虜収容所跡」が国指定史跡に指定されるなど、文化財（史跡等）の保全・活用に向けた取組を進めています。また、令和４年（2022 年）に道の駅「くるくる なると」を整備するなど、観光・交流都市としてブランド化等を進めてきました。

令和２年（2020 年）には新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が発令され、外出自粛やマスク着用の要請など、市民の生活様式の変化が生じ、令和５年（2023 年）時点においても地域の交流等に大きな影響を及ぼす状況となっています。地域資源を市民と共に積極的に活用し、観光・交流拠点都市として更なる発展を目指すためには、未来を見据えた長期的な対策が求められています。

そのため、今回の見直しでは、市本庁舎周辺、鳴門駅西及び商店街周辺、ボートレース鳴門周辺、大麻町、北灘町など、各地域の特色や資源等を活かした新たなまちづくり施策を展開することで持続発展可能なまちづくりの実現に向けた取組を推進します。

(3) 自然環境と共生する安全・安心な都市づくり

これまで本市では、河川改良、公共下水道（汚水・雨水）等のインフラ整備・普及、防災・交流拠点として「里浦南防災センター」や「トリーデなると」の整備、防災ハザードマップの作成等、防災・減災に向けたハード・ソフト対策を進めてきたところです。

近年では、全国において時間雨量 100 ミリを超える激しい豪雨や同じ場所に雨を降らせる線状降水帯による被害、宅地造成地における土砂災害も懸念されている状況です。また、南海トラフ巨大地震による地震・津波災害が想定されています。このため、市ではあらゆる災害リスクに備える必要があり、防災・減災対策の充実が喫緊の課題となっています。

そのため、今回の見直しでは、市で推進するフェーズフリー（身の回りにあるモノやサービスを、日常的はもちろん、非常時（災害時）にも役立てる考え方）に関する取組を踏まえ、立地適正化計画の防災指針と整合を図りながら、防災・減災に向けた取組を進めていくことが重要です。

3. 本計画の位置付け

本計画は、都市計画法の改正をはじめ、徳島県の上位計画である徳島東部都市計画区域マスタープランや、鳴門市の上位計画である総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）、鳴門市の各分野の関連計画と整合を図った計画とします。

徳島県【上位計画】

◆“新未来”徳島東部都市計画区域マスタープラン
（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

鳴門市【上位計画】

◆鳴門市総合計画
（基本構想・基本計画・実施計画）

◆鳴門市国土強靭化地域計画

鳴門市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）
【目標年次：令和 24 年（2042 年）】

鳴門市立地適正化計画（住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画）
【目標年次：令和 24 年（2042 年）】

鳴門市が定める都市計画

都市計画決定に関する事項

土地利用

〇区域区分（市街化区域、市街化調整区域）
〇地域地区（用途地域等）

都市計画事業

〇市街地開発事業（土地区画整理事業等）
〇道路・公園・緑地・供給処理施設（下水道等） 等

鳴門市【関連計画】

◆なると未来づくり総合戦略
◆鳴門市人口ビジョン
◆鳴門市四国のゲートウェイ推進プロジェクト
◆鳴門市地域公共交通計画
◆鳴門市公共施設等総合管理計画
◆鳴門市地域防災計画
◆鳴門市環境基本計画
◆鳴門市地域福祉計画 等

4. 上位・関連計画の整理

上位・関連計画の整理にあたり、８つの分野（①理念・将来像、②目標人口、③将来都市構造、④土地利用、⑤産業、⑥都市基盤・都市環境・景観、⑦公共交通、⑧防災）に分けて整理します。

①理念・将来像

○「第七次鳴門市総合計画」では、まちの将来像を『ひとが輝き　持続可能な未来をひらく　あらたな　なると』と定めています。

○「なると未来づくり総合戦略 2020」では、３つの基本方針を掲げ、『方針１　未来の鳴門市を担う人材育成』として未来の鳴門市を担う人材育成に重点を置いた施策の実施、『方針２　若い世代の定住促進』として 20～30 代の若い世代に対応する施策に重点を置いた施策の実施、『方針３　鳴門市の強み（良いところ）を活かす』として「鳴門の良いもの（観光資源や地域産品）」を活かした施策を実施する方向性が示されています。

○「徳島東部都市計画区域マスタープラン」では、都市づくりの理念として「すべての人が暮らしやすい、『地方創生拠点連携型』の都市づくり」、「『すべての人命を守る』安全で安心して暮らせる都市づくり」、「豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくり」、「地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくり」、「住民目線に立った創造性豊かな都市づくり」の５つが示されています。

◇本計画の対応

総合計画の基本理念、総合戦略の基本方針、徳島東部都市計画区域マスタープランの将来の都市づくりなどの方向性と整合を図り、本計画の基本理念・方針・施策等を検討する必要があります。

②目標人口

○「鳴門市人口ビジョン 2020」では、本市の人口は、現状のまま推移すると令和 22 年（2040 年）に 4.3 万人となりますが、総合戦略等に位置付けた施策を講じることにより約 4.5 万人となり、約 1,800 人ほど人口減少を改善することとしています。

◇本計画の対応

人口ビジョンで示されている目標人口を踏まえつつ、目標の達成に向けた都市計画行政を検討する必要があります。

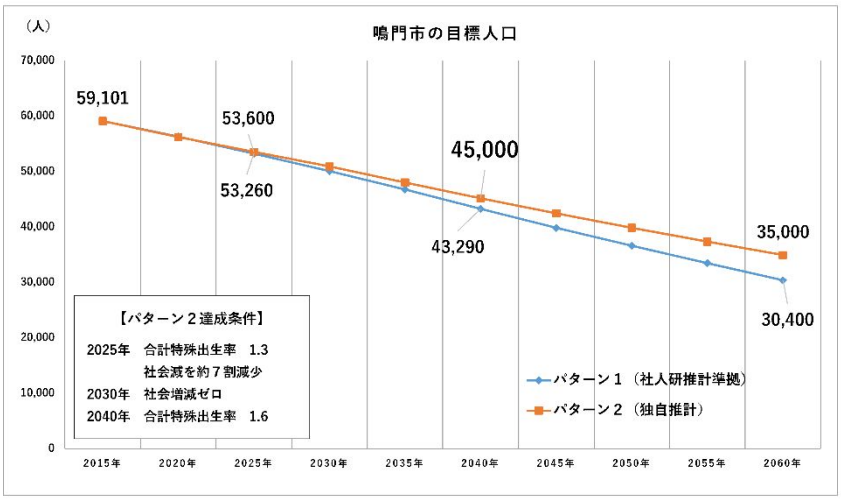

資料：鳴門市人口ビジョン 2020

③将来都市構造

○「徳島東部都市計画区域マスタープラン」では、徳島市の中心部を広域拠点、鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市の中心部を広域拠点に次いで都市機能が集積する副次拠点に位置付けており、商業・医療・福祉等の都市機能及び防災機能の強化を図ることが示されています。

○四国の玄関口に位置し、瀬戸内海国立公園に指定されている鳴門公園周辺は観光拠点として位置付けられています。また、広域的な公共交通では、交通結節点の整備や乗り継ぎネットワークの構築によるモーダルミックスの推進、つなぐシステム（MaaS）の実装等により公共交通ネットワークの形成を図ることとしています。

◇本計画の対応

徳島東部都市計画区域マスタープランにて示されている地域毎の市街地像を踏まえた上で、本計画における将来都市構造を検討する必要があります。

■地域毎の市街地像

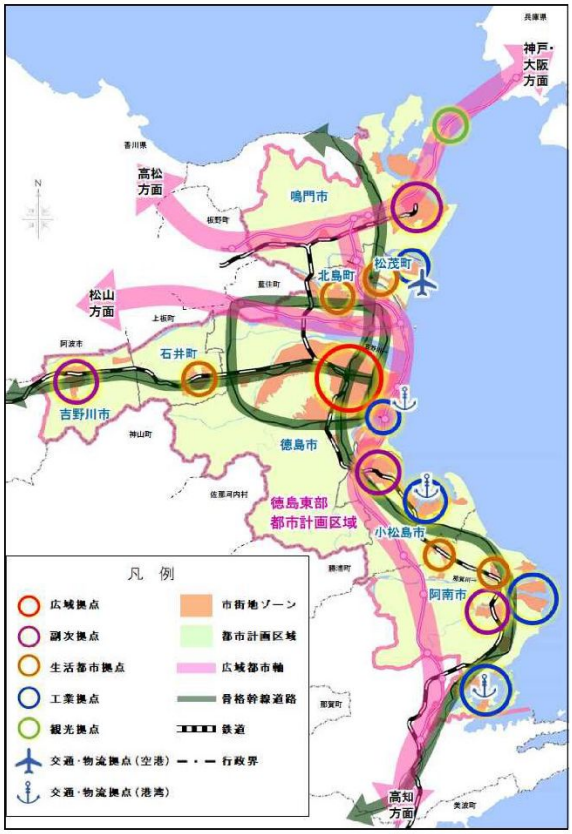

資料：徳島東部都市計画区域マスタープラン

④土地利用

○「徳島東部都市計画区域マスタープラン」の「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」では、コンパクト・プラス・ネットワークによる「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成に向け、災害リスクを踏まえ、居住や都市機能を適切に誘導することにより、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図ることとしています。また、切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に加え、気候変動の影響により頻発・激甚化する豪雨災害など、あらゆる大規模自然災害に対し、「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生を実現するための「事前復興まちづくり」の視点から、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転を促進するなど、都市の防災性向上を図ることとしています。

○「鳴門市空家等対策計画」では、住宅が密集し、地震時等に著しく危険である「重点密集市街地」に指定されている地域については、空家の除却に対する補助を優先的に実施し、安全なまちづくりに取り組んでいます。

◇本計画の対応

徳島東部都市計画区域マスタープラン等に示された土地利用の方針などとの整合を図りながら、本計画の方針等を検討する必要があります。

⑤産業

○「第七次鳴門市総合計画」では、滞在時間が短く宿泊を伴わない「通過型観光」が多いため、鳴門海峡の渦潮をはじめとする自然景観や歴史・文化資源、豊富な観光資源を活かしたプロモーションのほか、ハブ機能を持った道の駅「くるくる なると」等の活用により、市内への周遊を促進し、滞在時間を延長することで、旅行消費額の向上に繋がる「滞在型観光」を推進することとしています。

◇本計画の対応

これまでに整備を進めてきた賑わいを創出する施設の活用を図るとともに、市内産業の活性化に向け、本計画の将来都市構造・方針・施策等を検討する必要があります。

⑥都市基盤・都市環境・景観

○「徳島東部都市計画区域マスタープラン」の「交通施設の都市計画の決定方針」にて、長期間未着手となっている都市計画道路については、社会経済情勢の変化等の都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に見直しを行うこととしています。

○「下水道及び河川の都市計画の決定の方針」にて、公共下水道は、効率的な整備による汚水処理人口普及率の向上や災害時における汚水処理・雨水排除機能の維持又は早期回復を図るため、耐震化及び耐水化を推進することとしています。

○「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」では、自然環境が有する多様な機能を活用し魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組に努めるものとしています。

◇本計画の対応

徳島東部都市計画区域マスタープランに示された都市施設に関する方針等との整合を図りながら、本計画の方針などを検討する必要があります。

⑦公共交通

○「鳴門市地域公共交通計画」では、基本方針を「多様なニーズに適応したサービスの提供と利用促進に基づく持続可能な公共交通ネットワークの実現」としています。また、目標を「最大効率による持続可能な公共交通体系の構築」、「利用者ニーズに適応した公共交通サービスの提供」、「新たな需要の創出に向けた公共交通利用の促進」の３つを定め、事業展開を示しています。

◇本計画の対応

地域公共交通計画に示されている方針、目標、事業等との整合を図りながら、本計画の方針などを検討する必要があります。

⑧防災

○「鳴門市地域防災計画」では、災害対策活動拠点として機能する施設等（避難所、備蓄倉庫、ヘリポート等）の整備、防災活動の中枢機関となる市対策本部を設置する市消防庁舎の防災機能の強化、防災機能を有する道の駅の整備など拠点となる施設の整備を位置付けています。
○「鳴門市国土強靱化地域計画」では、推進方針（個別施策分野・横断的分野）の設定と重要業績指標について目標値を設定しています。

◇本計画の対応

地域防災計画や国土強靱化地域計画にて示されている施策とも整合を図りつつ、本計画の方針や施策を検討する必要があります。